

(お知らせ)

令和4年6月30日
防 衛 省

P-1 哨戒機の滑走路逸脱事案に係る事故調査結果について

令和3年9月7日に発生した標記事案に関し、防衛省では同日、防衛装備庁調達事業部長を長とする航空事故調査委員会を立ち上げ、以降、調査を継続してまいりました。

今般、当該調査の結果がまとまりましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

令和3年9月7日（火）16時頃、航空自衛隊岐阜飛行場において、川崎重工業（株）所有のP-1哨戒機（新造機）が領収前の飛行試験実施中、着陸時に滑走路を逸脱し、滑走路脇の草地で停止（負傷者なし、他の民間航空機等の運航への影響なし。）

2 原因

着陸時の地上において、機体の進行方向を制御する前脚部ステアリング系統の構成品であるステアリング・コントロール・バルブ内部のスプール（油圧の流路を形成する部品）に異物が噛み込み固定されたため（混入経路は特定に至らず）、微小な隙間の流路が形成され、油圧系統の圧力が前脚を右方向に操舵する側に加圧されたままの状態となり、前脚が右方向に操縦士の意図しない形で不時作動したものと推定される。

3 再発防止

- (1) 機体組立等の作業時に使用する手袋等から異物混入を防止するための対策の実施
- (2) 製造部品の洗浄作業の徹底、機体組立後に異物が混入した場合であっても、それを除去するための洗浄作業の実施
- (3) 前脚ステアリング系統に不具合が発生した場合の緊急操作手順を策定



事故当日の当該機（33号機）

